

提言書(素案)に係る未承認事項の検討結果一覧

検討No.	整理番号	項目	担当班	第26回全体会での意見 (班別意見)	代表者会での検討結果			
					対応	修正前	修正案	考え方
文言①	1 (4)	自治の基本原則	1班	<ul style="list-style-type: none"> ●「基本理念は目標ではないので、1行目で「基本理念の実現に向け」という表現はおかしい」という意見に対して ・一理ある。文章の表現の問題であり、中身についての問題ではないので、もう一度事務局で整理をしてもらう。 	案文修正	<p>■1-(4)「自治の基本原則」の案文(P6)</p> <p>市は、前条に規定する自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)の実現に向け、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (略)</p>	<p>■1-(4)「自治の基本原則」の案文(P6)</p> <p>市民、市議会及び市長等は、前条に規定する自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (略)</p>	○全体会での意見のとおり修正する。
文言②	3 (2)	市議会の責務	4班	<ul style="list-style-type: none"> ・②(1)の案文の「運営」を「審議過程」に修正する。 	案文修正	<p>■3-(2)「市議会の責務」の案文(P10)</p> <p>(略)</p> <p>② 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。</p> <p>(1) 市議会の運営の透明性を確保すること。</p> <p>(2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。</p> <p>(3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前条に規定する機能の発揮に適切に反映させること。 (略)</p>	<p>■3-(2)「市議会の責務」の案文(P10)</p> <p>(略)</p> <p>② 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。</p> <p>(1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。</p> <p>(2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。</p> <p>(3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前条に規定する機能の発揮に適切に反映させること。 (略)</p>	<p>○「運営」では内容がわかりづらいので文言の修正が必要と考える。</p> <p>○ただし、全体会で示された「審議過程」では透明性を確保する範囲が当初案よりも限定的な意味合いとなることから左記のように修正する。</p> <p>○上記考え方に合わせて説明も修正する。</p>
					説明修正	<p>■3-(2)「市議会の責務」の説明の3段目(P11)</p> <p>二点目は、市議会の運営の在り方として、審議の透明性を確保すること、また、信託をされている市民への説明責任を果たし、信頼関係を確保すること、さらに、様々な場面で広く市民の意見を聴き、それを市議会の機能の発揮に適切に反映させることを責務として規定しました。</p>	<p>■3-(2)「市議会の責務」の説明の3段目(P11)</p> <p>二点目は、市議会の運営の在り方として、審議及びその他の活動(各種調査など)の透明性を確保すること、また、信託をされている市民への説明責任を果たし、信頼関係を確保すること、さらに、様々な場面で広く市民の意見を聴き、それを市議会の機能の発揮に適切に反映させることを責務として規定しました。</p>	
文言③	4 (2)	市長の責務	4班	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に、市民参画に関する制度の具体例(パブリックコメント等)を提示し、よりわかりやすいように整理する。 	修正なし	<p>■4-(2)「市長の責務」の説明の4段目(P13)</p> <p>(略)</p> <p>三点目は、市長が別に定める市民の権利を保障するとともに、その権利に基づく市民参画を推進するために、市民が分かりやすく、利用しやすい制度とする責務を市長に課すものです。</p>	修正しない	<p>○パブリックコメントなどの各制度は、市民参画以外にも目的を持っていることから、当該説明の中で例示として使用すると誤解を招く恐れがある。</p> <p>○また、素案の説明でも主旨は理解できると考えられるので修正は不要と考える。</p>

検討No.	整理番号		項目	担当班	第26回全体会での意見 (班別意見)	代表者会での検討結果			
						対応	修正前	修正案	考え方
文言④	5	(9)	オンブズパーソン	5班	<ul style="list-style-type: none"> 項目名を「苦情処理等」に修正すべきである。 オンブズパーソンについては、報道機関等でも一般的に使う言葉であり、浸透度が高いと思う。「苦情等措置機関」という言葉にはなじみが薄いように思われる。 	項目名修正	<p>■5-(9)「オンブズパーソン」の項目名 (P19) 他 関係箇所</p> <p>項目名：オンブズパーソン</p>	<p>■5-(9)「オンブズパーソン」の項目名 (P19) 他 関係箇所</p> <p>項目名：苦情処理等</p>	○全体会での意見のとおり修正する。
文言⑤	5	(15)	公益通報	1班	<ul style="list-style-type: none"> ●「職員等」の「等」という意味か」という質問に対して 例えば指定管理者や市からの委託を受託している業者、市が施工する工事等の請負業者など、職員以外にも公益通報をし得る者は考えられる。 「職員等」だけではたしかに分かりにくいので、【説明】の中で解説を入れるべきである。 	説明修正	<p>■5-(15)「公益通報」の説明の3段目 (P23)</p> <p>(略)</p> <p>市においても、万が一不祥事が生じている事実がある場合は、これを速やかに明らかにし、市民への不利益や市政への信頼の失墜を最低限で、食い止める必要があります。そのためには、公益通報を行う職員等が通報を行ったことにより、不利益を受けることがあってはなりません。</p> <p>(略)</p>	<p>■5-(15)「公益通報」の説明の3段目 (P23)</p> <p>(略)</p> <p>市においても、万が一不祥事が生じている事実がある場合は、これを速やかに明らかにし、市民への不利益や市政への信頼の失墜を最低限で、食い止める必要があります。そのためには、公益通報を行う職員等（職員及び市の業務の契約先の従業員等）が通報を行ったことにより、不利益を受けることがあってはなりません。</p> <p>(略)</p>	○全体会での意見のとおり修正する。
文言⑥	11	(1)	条例の見直し	2班	<ul style="list-style-type: none"> 解説の表現では、自治基本条例の見直しが総合計画の見直しと連動して行われる必要があるとの誤解を招く恐れがあることから、あくまで期間の目安として長期的な計画を参考にしたという点のみを伝えればよいので解説を修正する。（「である総合計画」をカットする） 5年という期間を設定しているのは、市長の不作為を防ぐ上で有効であり、見直し自体は各自が必要なときに行うことを妨げるものではないので、現行の案でよい。 	説明修正	<p>■11-(1)「条例の見直し」の説明の3段目 (P35)</p> <p>(略)</p> <p>見直しは、市の長期的な計画である総合計画に準じて5年に一度行うものとし、定期的な見直しを行う責務は、第一次的には市長が有しているものと考えます。</p> <p>(略)</p>	<p>■11-(1)「条例の見直し」の説明の3段目 (P35)</p> <p>(略)</p> <p>見直しは、市の長期的な計画に準じて5年に一度行うものとし、定期的な見直しを行う責務は、第一次的には市長が有しているものと考えます。</p> <p>(略)</p>	○全体会での意見のとおり修正する。

検討No.	整理番号		項目	担当班	第26回全体会での意見 (班別意見)	代表者会での検討結果			
						対応	修正前	修正案	考え方
男女①	1	(4)	自治の基本原則	1班	<ul style="list-style-type: none"> ●(4)について(「男女共同参画の視点が少し弱い。【説明】の中に「男女共同参画基本条例に基づき」などをいれてはどうか」という意見に対して) <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例のほうが上位条例という位置付けであるので「男女共同参画基本条例に基づき」というのはおかしい。 ・このままでよいが、自治基本条例の制定によって既存の条例の内容が後退することのないように、その旨を【説明】もしくは条例中のどこかに明記すべきである。 	修正なし			<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する意見は、複数項目にわたって提出されていること、また条例案作成に当たっての基本的な考え方に関わる事項であることから、個別項目ごとの検討ではなく一括して検討を行った。 ○その結果、下記の考え方に基づき、5-(7)「審議会等」の案文のみ修正した。 ・人権や差別の問題については、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの基本的人権を守ることが必要である。
男女②	5	(7)	審議会等	3班	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には案でよい。ただし、「男女の比率にクォータ制」についての意見を見て、これまでの市民会議の検討課題としてあったのに、最終提言書から落ちていることに気付いた。男女共同参画の趣旨を自治基本条例にどう盛り込むか、この項目に収まらないと考えられるため、再検討が必要である。 	案文修正	<ul style="list-style-type: none"> ■5-(7)「審議会等」の案文(P18) ① 市長等は、市の重要な計画又は理念等を定める条例等に関する審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。 ② 市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等を含めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■5-(7)「審議会等」の案文(P18) ① 市長等は、市の重要な計画又は理念等を定める条例等に関する審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。 ② 市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、委員等の男女の構成比に配慮しなければならない。 ③ 市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等を含めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そこで、「最高規範」である本条例では、「基本理念」と「自治の基本原則」にあらゆる人権の尊重や差別の解消の必要性を位置付けることによって、「上越市男女共同参画基本条例」をはじめとする人権尊重に関する個別条例の根拠となるようにすべきものとする。 ・5-(7)「審議会等」については、審議会等の構成員に関する当市の特徴的な制度として、上越市男女共同参画基本条例第13条に基づく男女の比率に関する配慮規定を明記するものとする。
男女③	5	(7)	審議会等	5班	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の平等については、基本理念、基本原則に明確に規定されており、これを前提とした条例のつくりとなっている。 ・審議会等の委員の選任にあたっては、男女比率だけでなく、居住地域や年齢構成等の重要な要素が他にも多くある。 ・手続の透明性を説明する中で、男女比率等に配慮することに触れてはどうか。 	説明修正	<ul style="list-style-type: none"> ■5-(7)「審議会等」の説明(P18) 整理中 (基本的な考え方は右記のとおり) 	<ul style="list-style-type: none"> ■5-(7)「審議会等」の説明(P18) 整理中 (基本的な考え方は右記のとおり) 	
男女④	6	(1)	地域自治区	1班	<ul style="list-style-type: none"> ・解説において、「男女別に定数を設けるなどの措置が必要との意見もあった。」としていますが、地域協議会は市長の附属機関であることを勘案して、男女共同参画基本条例の積極的格差是正やクォータ制の精神を生かしての記述が必要と考えます。 ・本件は、代表者会において男女共同参画について再度検討するとされており、その折の検討に加えたいと思います。 	修正なし			
男女⑤	6	(1)	地域自治区	6班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員のクォータ制は実施すべきではない。 	修正なし			
(男女)	-	-	その他意見	6班	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画について項目を設ける必要はない(条例の根底にあるため)。 	-			

検討No.	整理番号		項目	担当班	第26回全体会での意見 (班別意見)	代表者会での検討結果			
						対応	修正前	修正案	考え方
こども①	7	(4)	人材育成	3班	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には案でよい。ただし、「子ども達(青少年)の育成」についての意見は、再検討すべきである。(その他意見等) この項目は「自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成」について書いているので、意見の子ども・青少年を含めた幅広い教育や生涯学習については、この項目に収まらないと思われる。意見の趣旨を入れるかどうか、項目を起すかどうかの検討が必要である。 生涯学習は自らの意思で行うものであり、努力義務を課したり、自治基本条例の項目とするのはなじまないと思われる。 	説明修正	■7-(4)「人材育成」の説明の3段目(P29) 「人づくりは地域づくり」と言われるように、「人材育成」を市長等と市民とが協働して取り組むべき公共的課題ととらえることによって、相互に連携して様々な機会を提供していくことが重要と考えます。	■7-(4)「人材育成」の説明の3段目(P29) 「人づくりは地域づくり」と言われるように、「人材育成」を市長等と市民とが協働して取り組むべき公共的課題ととらえることによって、相互に連携して あらゆる世代を対象として 様々な機会を提供していくことが重要と考えます。	○「こどもたちの育成」を広く教育一般の観点で捉えた場合、自治の基本的な理念と仕組みを定めるこの条例に記載すべき案件ではないと考える。(教育という「分野」をこの条例に記述することの妥当性はないのではないかと) ○自治に関する人材育成と捉えた場合、こどもに限らず、年代を問わず大切なことであると考えます。 ○以上の考え方から左記のように修正する。
その他①	1	(2)	定義	1班	<ul style="list-style-type: none"> ●(5)について(「めざしている自治は市政運営に限定されるものではない」という意見に対して) (3)「基本理念」の【説明】の中(p5一番下の行)に、「市政運営(住民自治・団体自治)」とある。これを(2)「定義」の【説明】の中にも入れて、分かりやすくすべきである。 「市政運営」が「まちづくり」も含めた広い意味のものであることも、【説明】の中でわかるようにすべきである。 	案文修正 説明修正 ※他項目の関連箇所	■1-(2)「定義」の(5)協働の条文(P4) (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、 市政運営の公共的な目的を果たす ため、協力して共に働くことをいう。 ■1-(3)「基本理念」の説明の中(p5一番下の行) 本市のこれまでの取組を踏まえ、今後の目指すべき基本的な方向性と、主権者である市民の意思に基づく 市政運営 (住民自治・団体自治)を行うことを、市民、市議会、市長等のすべてが共有する自治の基本理念として位置付けることとしました。	■1-(2)「定義」の(5)協働の条文(P4) (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、 公共的な目的を果たす ため、協力して共に働くことをいう。 ■1-(3)「基本理念」の説明の中(p5一番下の行) 本市のこれまでの取組を踏まえ、今後の目指すべき基本的な方向性と、主権者である市民の意思に基づく 自治 (住民自治・団体自治)を行うことを、市民、市議会、市長等のすべてが共有する自治の基本理念として位置付けることとしました。	○この条例において「自治」、「まちづくり」は「市政運営」よりも広い概念と捉えている。 ○また、このような考え方に立つと、7-(1)の「協働」の左記の箇所も表現の整合を図る必要がある。 ○以上の考え方から、左記のとおり修正する。
その他②	3	(3)	市議会議員の責務	4班	<ul style="list-style-type: none"> 「職務を行う」にあたって「誠実」という整理としており、「公正」はなじまないことから、素案のとおりとする。 「普遍的な利益」には幅広い意味が含まれることから、案文はこのままとするが、説明には2～3の考え方の例示を示すなどの修正を加える。 	説明修正	■3-(3)「市議会議員の責務」の説明の2段目(P11) 一点目は、社会経済情勢の変化、分権型社会の進展に伴い、広範な知見が求められる議員の自己研鑽の必要性と、多様な民意をすくい上げ、 市全体の普遍的な利益 のために活動することを責務として規定しました。	■3-(3)「市議会議員の責務」の説明の2段目(P11) 一点目は、社会経済情勢の変化、分権型社会の進展に伴い、広範な知見が求められる議員の自己研鑽の必要性と、多様な民意をすくい上げ、 普遍的な利益 のために活動することを責務として規定しました。	○「普遍的利益」とは、市議会議員の一人ひとりの考え方に基づくべきものであることから、例示は困難と考える。 ○普遍的利益については、範囲が事象により変動するものであり、常に市全体に限られるものではないと考える。 ○以上の考え方から、左記のとおり修正する。

検討No.	整理番号		項目	担当班	第26回全体会での意見 (班別意見)	代表者会での検討結果			
						対応	修正前	修正案	考え方
その他③	4	(2)	市長の責務	1班	<ul style="list-style-type: none"> 「市長は、広く市民の意見を聴くとともに、」としてありますが、「市民の意見を聴く」ための仕組みや制度の整備についての具体的言及が条例全体の中に見当たりません。実態に行われている市民の声制度や市政モニター制度を保障する記述が必要と考えます。また、市民の政策提言を受ける仕組みや制度についての記述も必要と考えます。(解説の中でもよいと考えますが。) 	説明修正	■4-(2)「市長の責務」の説明の2段目 (P12) 一点目は、市長が市民の信託にこたえ、責任を持って市政運営を行い、法令に定められた権限を公正かつ誠実に執行する責務を規定しました。	■4-(2)「市長の責務」の説明の2段目 (P12) 一点目は、市長が 広く市民の声を聴くための仕組みづくりに努めるとともに、それを受けて 市民の信託にこたえ、責任を持って市政運営を行い、法令に定められた権限を公正かつ誠実に執行する責務を規定しました。	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の声を聴くことは、市長の責務であるが、そのための具体的な仕組みや制度については、個別政策の問題であり、市長の創意と工夫に基づくその時々状況に応じた最善の方法によって、実施していくべきものとする。 ○市長の責務では、市民の声を聴くという「姿勢」と「仕組みづくり」の必要性を明記するものとし、具体的な制度は、現在条例化されている制度や地方自治体の基本的な制度として定着している制度のみを規定することにする。 ○なお、素案の説明では市長が広く市民の意見を聴くことについての記述がなかったため、その旨を記載することが必要と考える。 ○以上の考え方から、左記のとおり修正する。
その他④	5	(7)	審議会等	1班	<ul style="list-style-type: none"> 公募について記述してありますがその中身については記述がありません。たとえば、委員数30名のところ2名の公募でも公募の規定を守ったこととなります。しかしそれでは公募の趣旨を生かしたことはなりません。公募の趣旨を生かすためには公募者の最低限の割合等の目安を解説中に示しておく必要があると考えます。 	説明修正	■5-(7)「審議会等」の説明の3~4段目 (P18) 二点目は、市民参画の観点から、こうした審議会等の委員の選任に当たっては、原則として市民公募を行うことを規定しました。 ただし、例えば医学に関し学識経験を有する委員のみで構成される「上越市大気汚染疾病者認定審査会」など、極めて高度な専門性を有する委員構成が必要な審議会等を除きます。	■5-(7)「審議会等」の説明の3~4段目 (P18) 二点目は、市民参画の観点から、こうした審議会等の委員の選任に当たっては、原則として市民公募を行うことを規定しました。 市長等は、市民公募を行うに当たっては、各審議会等の設置目的、それぞれの審議会等における公募委員の役割を踏まえ、委員の数などの公募のあり方を検討し、明らかにする必要があると考えます。 ただし、例えば医学に関し学識経験を有する委員のみで構成される「上越市大気汚染疾病者認定審査会」など、極めて高度な専門性を有する委員構成が必要な審議会等を除きます。	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会の性格によって、公募委員が果たすべき役割は違うものと考えられることから、一概に基準を設けることは妥当ではないと考える。(特に、審議会の委員構成がある程度細分化されている場合や、全体の人数が少ない場合) ○原則、公募委員を含めることとしていることから、審議会ごとに、何を目的とした審議会か、公募委員の役割は何か(専門的知識をもった市民の公募のためか、生活者としての市民感覚を導入するためか等)を検討した上で、公募委員の数を決定していくべきであり、目安であっても一律に公募委員の比率を示すことは困難と考える。 ○審議会に生活者としての市民の声を反映するための方法は、各審議会の運営方法の問題であり、公募委員の導入のみで解決する問題ではないと考える。 ○以上の考え方から、左記のとおり修正する。

